

令和 2 年度における独立行政法人の業務の実績に係る評価等に係る点検結果等について
(報告)

令和 3 年 11 月 22 日
独立行政法人評価制度委員会評価部会

1. 評価指針に基づく点検結果について

主務大臣による令和 2 年度における独立行政法人の業務の実績に係る評価(年度評価)及び令和 2 年度に中(長)期目標期間を終了した法人の中(長)期目標期間における業務の実績に係る評価(期間実績評価)を点検した結果、独立行政法人の評価に関する指針(評価指針)に照らして、著しく適正を欠く評価の実施と考えられるものはなかった。もっとも、以下の 2 点については、更なる改善の余地があると考える。

(C評定以下を付す場合における改善方針等について)

評価指針においては、「評定を付す際には、なぜその評定に至ったのかの根拠を合理的かつ明確に記述する」、C評定以下を付す場合には「改善に向け取り組むべき方針を記述する。」とされているが、主務大臣評価で改善方針等の記載が確認できないものがあった。

これは、法人の自己評価書の中で記載済みであるという理由からであったが、C評定以下を付す場合における改善方針等については、自己評価書の中に記載がある場合でも、主務大臣自らが、当該記載が妥当であるか、十分な説明責任が果たされているか等について確認し、その結果を主務大臣評価において明らかにすることが適當である。

(新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた評価について)

令和 2 年 12 月 4 日独立行政法人評価制度委員会において、評価部会長から、新型コロナウイルス感染症が各法人の業務運営に与えた影響について、評価指針に規定する「予測し難い外部要因」等として必要に応じて評定において考慮するとともに、当該影響の分析結果を評価書に具体的に記載いただきたい旨の発言がなされている。

しかしながら、所期の目標が未達成の取組について、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して評定を引き下げる事由としないこととしたものでも、評価書上の説明においては単に「外部要因による」としか記載されていないなど、主務大臣評価において同感染症の影響をどのように考慮したかが明らかにされていないものがあった。

評定において、一定の考慮を行う場合には、説明責任を果たす観点から、そのような考慮に至った分析結果等を評価書において明らかにすることが適當である(2. 参照)。

2. 評定の根拠等に関する試行的な視点に基づく確認結果等について

上記の点検と併せて、今後の年度評価及び期間実績評価の改善に資するため、令和 3 年 7 月 8 日独立行政法人評価制度委員会における評価部会長の発言で示された次に掲げる試行的な視点に基づき、評定の根拠等の記載状況について確認を行った。

- (1) A評定以上を付す場合の具体的根拠としての以下の事項に関する記載状況
- ①評価対象とした事実・取組・成果
 - ②評価対象とした取組・成果が、目標における指示内容又は計画における取組内容、あるいは法人の使命にどう寄与しているか
 - ③当該取組・成果の一般社会へのインパクト
 - ④評価結果を踏まえた今後の方向性
- (2) C評定以下を付す場合の改善方策等の前提としての以下の事項に関する記載状況
- ①評価対象とした事実
 - ②当該事実を引き起こした要因の分析
 - ③従前の改善方策の実施状況の分析（前年度もC評定以下であった場合）
- (3) 主務大臣評価と法人自己評価の評定が異なる場合に何らかの認識の相違が生じているか

((1) の確認結果について)

- ・ ①については、おおむね全ての評価項目で記載が確認されたが、一方、成果等を網羅的に記載するのではなく、所期の目標を上回った成果のみを記載している事例が見られた。
- ・ ②については、評価書上、評価対象となる取組の単位が分かるように年度計画等の記載を区切る等の工夫をしている事例が確認されたが、一方、年度計画等において、取り組むべき事項が抽象的に記載されていることや、定性的評価を行うための基準が不明確なことから、計画と業務実績の対比が困難であったと思われる事例が見られた。
- ・ ③については、実用化に向けた研究開発成果の実証状況及び成果の具体的な利用主体を明らかにした上で、当該主体の技術向上といった中長期的に期待されるアウトカムを記載しているものが確認されたが、一方、基礎研究であるため単年度の成果が直接一般社会に裨益しない、業界内の意見交換のための会議の開催など個別の取組としてはその対象が一部の関係者に限定されているといった理由から記載が困難であったとする事例が見られた。
- ・ ④については、評価時に判明した課題に対する具体的な対応の方向性について記載しているものが確認されたが、一方、評価結果を踏まえて次期年度計画の策定までに対応の方向性を検討していく予定である、期間実績評価において既に中（長）期目標・計画に反映済みであるといった理由から記載が困難であったとする事例が見られた。

((2) の確認結果について)

- ・ ①については、おおむね全ての評価項目で記載が確認された。その中には、不祥事の発生を重要な評価事実としてC評定を付しているものの、年度計画に対応した実績そのものについては適切に評価を行い、それを記載している事例が確認された。
- ・ ②③については、おおむね全ての評価項目で記載が確認されたが、一方、法人の自己評価における分析を確認した等という理由から、主務大臣評価としての記載がない事例が見られた。

((3) の確認結果について)

- ・ 主務大臣評価と法人自己評価の評定が異なったことについて、多くの場合には、環境変化に伴う業務遂行の困難性や、成果の質的側面や期待されるアウトカムといった客観的な測定が困難な要素の評価について、主務大臣（主務省に設置される外部有識者会議を含む。）と法人で判断が分かれたことが要因であったことが確認された。また、評価対象とされていた指標のうちどれを重視するか、当初評価対象とされていなかつたが法人が評価時に考慮した指標をどの程度重視するかについて、主務大臣と法人で認識の相違があると考えられる事例が確認された。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、法人の業務の特性を踏まえた影響の程度や法人の対応に関する分析を行った上で、定量的指標の達成度等から導かれる評定よりも引き上げているものにおいては、同感染症影響下での業務遂行の困難性について主務大臣と法人で判断が分かれているものが確認された。

(確認結果等を踏まえた検討の方向性について)

- ・ (1) (2) に掲げた各事項の中には、場合によっては単年度の進捗状況としてこれを明らかにすることが困難であったり、必ずしも適当でなかつたりするものがあると考えられることから、年度評価と期間実績評価のそれぞれの評価の意義を踏まえて、各事項の記載の必要性について検討することが重要と考えられる。
- ・ 年度計画等における取組の細分化・具体化、評価基準となる指標等の設定、取組ごとの評価時のウェイトの明確化など、計画上の工夫が必要と考えられるものがある。このような評価の過程で判明した問題について、次期以降の年度計画に反映させることや、中（長）期計画又は当期の年度計画等の変更を検討することは、評価の意義の1つとして考えられる。

また、そのような計画の精緻化を行ってもなお評価において主務大臣と法人との認識の相違が明らかになった場合には、これを主務大臣の下でのP D C Aサイクルを適切に回していくための好機と捉え、主務大臣と法人とが積極的にコミュニケーションを図ることが重要と考えられる。

- ・ 不祥事の発生等により評価項目全体にC評定以下を付すような場合でも、加点要素となる取組があれば、それについては適切な評価を行うことは、法人のモチベーションの維持・向上を促すという観点から重要と考えられる。
- ・ 法人の自己評価を活用した主務大臣評価については、評価指針において「質の高い自己評価書が提出され、かつ、それについて十分な説明責任が果たされている場合」でも、主務大臣が「正当性の観点から確認すること等を通じて、適切かつ合理的に評価を行う」とされていることを踏まえると、主務大臣が行う要因分析等について、法人の自己評価と全く同じである場合でも、その旨を主務大臣評価として明記することが重要と考えられる。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響について、当初の計画に対応した実績のみならず、計画時からの外部環境の変化として詳細に分析し、評価において考慮している例がみられたが、外部環境の変化を分析することは、同感染症の影響に限らず、適正な評価を実施するために重要な作業であると考えられる。

その際、同種の業務を行っている組織の状況をベンチマークとして設定する等によりできるだけ客観性を担保することや、法人に対し外部環境の変化を契機とした業務

手法の見直しを促すことも重要と考えられる。

以上については、今後、主務大臣評価全般について改めて行うこととしている委員会の視点や評価の意義等に関する調査審議において、議論を深めることとする。

以上